

三木町教育委員会告示第24号

三木町公民館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月18日

三木町教育長 間嶋 浩

三木町教育委員会規則第6号

三木町公民館規則の一部を改正する規則

三木町公民館規則（平成3年三木町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中

「午後10時」を「午後9時」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。